

レンタカー事業者証明書等交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、道路運送法第 80 条第 1 項の規定による自家用自動車の有償貸渡し（以下「レンタカー事業」という。）の許可を受けた者であることを証する書面（以下「レンタカー事業者証明書」という。）及びレンタカー事業の許可を受けた者のうち、レンタカー型カーシェアリング（同項の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として貸渡すことをいう。以下同じ。）の乗り捨て（ワンウェイ）方式実施にかかる届出を行った者については、当該届出を行った者であることを証する書面（以下「ワンウェイ方式実施事業者証明書」といい、レンタカー事業者証明書と合わせて「証明書」という。）の交付について、必要な事項を定める。

（対象）

- 第 2 条 レンタカー事業者証明書の交付の対象は、レンタカー事業の許可を受けた者とする。
- 2 ワンウェイ方式実施事業者証明書の交付の対象は、レンタカー事業の許可を受けた者のうち、レンタカー型カーシェアリングの乗り捨て（ワンウェイ）方式実施にかかる届出を行った者とする。

（証明書の種類）

- 第 3 条 証明書の種類は次に掲げるものとする。
- （1）レンタカー事業者証明書（様式第 1－1 号）
- （2）ワンウェイ方式実施事業者証明書（様式第 1－2 号）

（交付の申請）

- 第 4 条 レンタカー事業の許可を受けた者は、配置事務所の所在地を管轄する運輸支局長に対し、レンタカー事業者証明書の交付を申請することができる。
- 2 レンタカー事業の許可を受けた者のうち、レンタカー型カーシェアリングの乗り捨て（ワンウェイ）方式実施にかかる届出を行った者は、乗り捨て（ワンウェイ）実施場所の所在地を管轄する運輸支局長（以下、前項に規定する配置事務所の所在地を管轄する運輸支局長と合わせて「管轄運輸支局長」という。）に対し、ワンウェイ方式実施事業者証明書の交付を申請することができる。
- 3 前二項の規定による申請は、レンタカー事業者証明書交付等申請書（様式第 2 号）により行わなければならない。

（証明書の交付）

第5条 管轄運輸支局長は、前条の規定による申請に不備がないときは、証明書を、原則として、即日交付するものとする。

2 管轄運輸支局長は、レンタカー事業の新規許可を受けた者については、前条の規定による申請によらず、レンタカー事業の許可時に証明書を交付するものとする。

3 管轄運輸支局長は、前二項の規定による証明書を交付するときは、証明書を交付した者に関する事項を台帳（様式第3号）に登録するものとする。

（有効期限等）

第6条 証明書の有効期限は、交付日から起算し、5年間とする。

2 証明書の有効範囲は、四国運輸局、並びに四国運輸局管内の軽自動車検査協会とする。

3 証明書は、自家用マイクロバス（乗車定員11人以上29人以下であり、かつ、車両長が7m以下の車両）の登録等には使用できないものとする。

（証明書の記載事項変更）

第7条 証明書の交付を受けている者は、氏名若しくは名称又は住所に変更を生じたときは、管轄運輸支局長に届け出なければならない。

2 管轄運輸支局長は、前項の届出を受けたときは、当該届出に係る記載事項を変更した証明書を新たに交付するものとする。

3 前条第1項の規定にかかわらず、前項の規定により新たに交付する証明書の有効期限は、従前の証明書と同じ有効期限とする。

（証明書の更新）

第8条 証明書の更新の申請は、証明書に記載された有効期限の1か月前から行うことができる。

2 前項の規定による更新の手続きについては、第4条の規定を準用する。

3 前二項の規定により更新する証明書の有効期限は、従前の有効期限から新たに5年間とする。

（証明書の再交付）

第9条 証明書の交付を受けた者は、当該証明書を紛失し、又は使用に耐えない程度に汚損し、若しくは破損した場合は、レンタカー事業者証明書交付等申請書（様式第2号）により、速やかに管轄運輸支局長に申請し、証明書の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により再交付する証明書の有効期限は、従前の証明書と同じ有効期限とする。

（証明書の返納）

第10条 証明書の交付を受けた者は、レンタカー事業又はレンタカー型カーシェア

リングの乗り捨て（ワンウェイ）方式を廃止したときは、当該証明書を管轄運輸支局長に返納しなければならない。

（濫用の禁止）

第 11 条 証明書の交付を受けた者は、当該証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

(様式第1-1号) サンプル

四 国	レンタカー事業者証明書		交付番号第1号 令和4年4月1日
	下記の者は、道路運送法第80条第1項に基づき自家用自動車有償貸渡し(レンタカー)の許可を受けていることを証明する。		
運輸局管内有効	貸渡人の氏名又は名称	有限会社〇〇レンタカー	
	貸渡人の住所	東京都千代田区麹町2-1-3〇〇ビル3階	
	有効期限	令和9年3月31日	

【注意事項】

- 本証明書は、四国運輸局管内でのレンタカー業務の時のみ有効です。
- レンタカー車両の登録簿を交付する際は本証明書の写しを車両の登録簿等に添付すること。
- 本証明書の有効期限の更新申請は、証明書の有効期限の1ヶ月前から行うことができる。
- 本証明書は、レンタカー車両の登録簿以外の用途には使用しない。
- 本証明書の原本及び写しは厳重に管理し、第三者への提供を禁止する。
- 本証明書は、レンタカーとすることが認められていない車両(乗車定員30人以上又は車両全長7m以上の自動車及びバス)の登録簿には添付しない。
- マイクロバス(乗車定員11人以上29人以下であり、車両全長7m以下の車両)の登録簿には、地裁担当が交付する要領用紙(乗車定員表)を添付し、関係書類に添付すること。
- 車両登録簿の交付時間は、土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く平日(午前)8時45分～11時45分、(午後)1時00分～4時00分であること。注意すること。
- 新たに貸渡事務所を設置又は貸渡事務所の所在地を変更する場合は、あらかじめ運輸支局長に届け出る。
- 貸渡人の氏名又は名称及び住所の変更があった場合は、速やかに本証明書を発行し提出するとともに、本証明書の記載事項変更申請を行うこと。
- レンタカー事業を廃止した場合など本証明書を廃用する必要があるときは、速やかに本証明書原本を本証明書発行元に返納し、作成済みの写しは処分すること。
- 令和5年3月31日までに前年度(令和4年度)の貸渡実績報告書(四国運輸局管内の貸渡車両数・貸渡台数と事務所所在地を記載する運輸支局長宛てに提出すること。
- マイクロバス1台以上、車両全長8m以上の車両5台以上又はその他の車両10台以上のレンタカーを配置する車両の本拠地に設備管理者の選任が義務付けられているので、選任した日から15日以内に運輸支局長に届け、届け出る。

【証明書発行元】 徳島運輸支局 輸送担当 TEL: 03-5253-8111

徳島運輸支局長

※ 運輸印鑑

所属長の印

※バス・霊柩車の登録には使用不可

(様式第1-2号) サンプル

四 国	ワンウェイ方式実施事業者証明書		交付番号第1号 令和4年4月1日
	下記の者は、道路運送法第80条第1項に基づき自家用自動車有償貸渡し(レンタカー)の許可を受け、レンタカー型カーシェアリングにおけるワンウェイ方式を実施していることを証明する。		
運輸局管内有効	貸渡人の氏名又は名称	有限会社〇〇レンタカー	
	貸渡人の住所	東京都千代田区麹町2-1-3〇〇ビル3階	
	有効期限	令和9年3月31日	

【注意事項】

- 本証明書は、四国運輸局管内でのレンタカー業務の時のみ有効です。
- ワンウェイ方式レンタカー車両の登録簿を交付する際は本証明書の写しを車両の登録簿等に添付すること。
- 本証明書の有効期限の更新申請は、証明書の有効期限の1ヶ月前から行うことができる。
- 本証明書は、レンタカー車両の登録簿以外の用途には使用しない。
- 本証明書の原本及び写しは厳重に管理し、第三者への提供を禁止する。
- 本証明書は、レンタカーとすることが認められていない車両(乗車定員30人以上又は車両全長7m以上の自動車及びバス)の登録簿には添付しない。
- マイクロバス(乗車定員11人以上29人以下であり、車両全長7m以下の車両)の登録簿には、地裁担当が交付する要領用紙(乗車定員表)を添付し、関係書類に添付すること。
- 車両登録簿の交付時間は、土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く平日(午前)8時45分～11時45分、(午後)1時00分～4時00分であること。注意すること。
- 新たに貸渡事務所を設置又は貸渡事務所の所在地を変更する場合は、あらかじめ運輸支局長に届け出る。
- 貸渡人の氏名又は名称及び住所の変更があった場合は、速やかに本証明書を発行し提出するとともに、本証明書の記載事項変更申請を行うこと。
- レンタカー事業を廃止した場合など本証明書を廃用する必要があるときは、速やかに本証明書原本を本証明書発行元に返納し、作成済みの写しは処分すること。
- 令和5年3月31日までに前年度(令和4年度)の貸渡実績報告書(四国運輸局管内の貸渡車両数・貸渡台数と事務所所在地を記載する運輸支局長宛てに提出すること。
- マイクロバス1台以上、車両全長8m以上の車両5台以上又はその他の車両10台以上のレンタカーを配置する車両の本拠地に設備管理者の選任が義務付けられているので、選任した日から15日以内に運輸支局長に届け、届け出る。

【証明書発行元】 徳島運輸支局 輸送担当 TEL: 03-5253-8111

徳島運輸支局長

※ 運輸印鑑

所属長の印

※バス・霊柩車の登録には使用不可